

再就職者による依頼等の届出に関する規則

令和2年6月26日
公平委規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第7項の規定に基づき、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）による同条第7項に規定する要求又は依頼（以下「依頼等」という。）を受けた職員による届出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(届出の手続)

第2条 法第38条の2第7項に規定する届出は、再就職者から依頼等を受けた後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面（別記様式）を公平委員会に提出して行うものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 所属及び職
- (4) 依頼等をした再就職者（法第38条の2第1項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）の氏名
- (5) 依頼等が行われた日時
- (6) 第4号の再就職者がその地位に就いている営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- (7) 第4号の再就職者の離職時の所属及び職
- (8) 依頼等の内容

附 則

この規則は、公布の日から施行する。